

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○平成29年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・防災課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更の届出()	1
○保安林の指定(治山林道課)	3
○保安林の指定施業要件の変更()	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示(8件)()	3
○道路の区域変更(道路課)	6
公 告	
○土地改良区の役員の退任(農業基盤課)	6
○土地改良区の清算人の退職()	6
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)	6
落札公告	
○落札者等の公告(3件)(警察本部会計課)	7

告 示

高知県告示第610号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子(平成30年3月及び4月採用予定)
(1) 募集期間

随時(最終期限は、平成29年9月15日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成29年9月16日(土)	高知市曙町二丁目5番1号 高知大学朝倉キャンパス 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7番15号 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	平成29年9月27日(水)から同月30日(土)までのうち、いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 女子(平成30年3月及び4月採用予定)

- (1) 募集期間
随時(最終期限は、平成29年9月30日)
(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成29年10月1日(日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

3 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第611号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
訪問看護ステーション 土佐市高岡町甲2190-1 29・5・1

シヨン I Am I TAHARA 2 101号室

高知県告示第612号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更年月日
変更前	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ヘルパーステーション さんさん	平成28年7月29日
変更後	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	室戸市領家270番地1	
変更前	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター さんさん	〃
変更後	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	室戸市領家270番地1	
変更前	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	居宅介護支援事業所 さんさん	〃
変更後	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	室戸市領家270番地1	
変更前	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ヘルパーステーション てくてく	〃
変更後	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	安芸市川北甲1812-15	

変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター 安芸	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	安芸市川北甲1812-15	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	グループホーム 安芸	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	安芸市川北甲1812-15	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	居宅介護支援事業所 てくてく	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	安芸市川北甲1812-15	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	特別養護老人ホーム 陽だまりの里	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ヘルパーズテーション ひだまり	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター ぬくもり	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	短期入所生活介護事業所 陽だまりの里	〃

変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ケアハウス つくしんぼ	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	訪問入浴介護事業所 ひだまり	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島1535	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	グループホーム なんごく	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市岡豊町中島石ヶ坪1298	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	特別養護老人ホーム たちばなの里	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	南国市下野田45番地1	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	グループホーム 香美安心ハウス	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	香南市香我美町岸本イノ丸1-2	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター のいち	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	香南市野市町東野1652-1	

変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター ふたな	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ヘルパーズテーション ふたな	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	居宅介護支援事業所 ふたな	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	認知症デイサービスセンター ふたな	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	グループホーム いこい	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	グループホーム ふたな	〃
変更後	村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼6002-2	
変更前	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町中島1535番地	ヘルパーズテーション さ	〃

変更後	さと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	かわ高岡郡佐川町甲1065番地33	
変更前	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンター さかわ	〃
変更後	さと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	かわ高岡郡佐川町甲1065番地33	

高知県告示第613号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町西谷字ハヤノ前乙139の1（次の図に示す部分に限る。）、字丸腰乙259、乙656
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハヤノ前乙139の1、字丸腰乙259・乙656（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第614号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
魚つき
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
干害の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新大滝山1173、字源佐小家場山1180（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第615号

平成29年6月農林水産省告示第1008号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高知市横浜新町三丁目1909番地2
イ 氏名
安部 和子
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡日高村本郷1871番地
イ 氏名
谷岡 淑子
 - (3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑紫町伊与野497番地
イ 氏名
岡松 睦代
 - (4)ア 登記簿記載の住所
愛媛県大洲市若宮1113番地4
イ 氏名
田中木材工業株式会社
 - (5)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村平鍋191番地2
イ 氏名
竹内 正一
 - (6)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町寺内446番地
イ 氏名
吉川 竹吾
 - 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月農林水産省告示第499号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第616号**
平成29年6月農林水産省告示第1033号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森

<p>林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年9月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通六丁目3番18号NKマンション302号 イ 氏名 川上 達夫</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府藤井寺市藤井寺一丁目2番20号 イ 氏名 明神 春繁</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 奈良県吉野郡川上村大字入之波182番地1 イ 氏名 西村 晴宏</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡禰原町栲原東1200番地 イ 氏名 富田 保興</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 徳島市南田宮一丁目4番35号 イ 氏名 西森 清一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡禰原町竹の藪114番地 イ 氏名 中平 喜義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年8月農林水産省告示第1033号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第617号 平成29年6月農林水産省告示第1068号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年9月8日</p>	<p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津1410番地 イ 氏名 川田 米吉</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号 イ 氏名 米沢 善脩</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町内外ノ浦27番地 イ 氏名 松岡 鈴</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野1425番地 イ 氏名 奥谷 民治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村内外浦39番地 イ 氏名 岡本 利三次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村内外ノ浦12番2号地 イ 氏名 原 開</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 原 庄太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜14番屋敷 イ 氏名 谷岡 力馬</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町栄喜494番2 イ 氏名 谷岡 美代吉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜443番2号地 イ 氏名 谷岡 力馬</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜431番地 イ 氏名</p>	<p>谷岡 米蔵</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜457番2号地 イ 氏名 河原 小一郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 茨城県牛久市上柏田四丁目2番地14 イ 氏名 九谷 裕</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町弘瀬821番103号地 イ 氏名 渡辺 久吉</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島1369番地 イ 氏名 近田 清一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島123番屋敷 イ 氏名 浜辺 市太朗</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年5月農林水産省告示第553号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第618号 平成29年7月農林水産省告示第1169号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年9月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛知県名古屋市長区一社三丁目8番地 イ 氏名 岡林 秀樹</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 愛知県名古屋市長区一社三丁目8番地 イ 氏名</p>
---	---	--

<p>岡崎 秀樹</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年5月農林水産省告示第542号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第619号 平成29年7月農林水産省告示第1170号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年9月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市千舟町六丁目5番地5サーパス市駅前701号 イ 氏名 三谷 澄雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市東区今橋二丁目28番地 イ 氏名 中江産業株式会社</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜233番地1 イ 氏名 西峯 好男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野59番地 イ 氏名 和田 敏</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野166番地 イ 氏名 山本 久喜</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切378番地2 イ 氏名 山本 伊佐盛</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切302番地2</p>	<p>イ 氏名 伊藤 俊雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 神戸市兵庫区下沢通二丁目2番21号 イ 氏名 伊藤 直幸</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切268番地 イ 氏名 伊藤 寿之助</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3186番地 イ 氏名 伊藤 直幸</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村東石原624番ロ号地 イ 氏名 山中 宏男</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切422番地 イ 氏名 矢田 一猪</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切422番地 イ 氏名 矢田 武廣</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切257番地 イ 氏名 近藤 和久</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1469番地87 イ 氏名 岩崎 昭司</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居159番地1 イ 氏名 岩崎 幹雄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野255番地9 イ 氏名 石川 吉角</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>	<p>次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年3月農林水産省告示第492号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第620号 平成29年7月農林水産省告示第1171号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年9月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 中村市住次郎1108番地 イ 氏名 石河 兼秀</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 中村市大西ノ川972番地 イ 氏名 佐竹 茂則</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市大津甲216番地1 イ 氏名 中川 富男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 中村市古津賀3042番地福原ブロック内 イ 氏名 酒井 一正</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 岡山県倉敷市南畝五丁目15番5号 イ 氏名 森山 良一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町下西の川68番地 イ 氏名 杉本 忠士</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成6年3月農林水産省告示第500号</p>
---	---	---

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第621号

平成29年7月農林水産省告示第1172号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所及び芸西村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高知市愛宕町三丁目16番28号コーポ西本603
イ 氏名
有光 章雄
 - (2)ア 登記簿記載の住所
安芸市尾川乙529番地
イ 氏名
野川 浩
 - (3)ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町河内1006番地3
イ 氏名
小原 美恵子
 - (4)ア 登記簿記載の住所
安芸市尾川乙337番地
イ 氏名
安芸 永房
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高知市北奉公人町163番地イ号
イ 氏名
福留 紀夫

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年5月農林水産省告示第679号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第622号

平成29年7月農林水産省告示第1173号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び仁淀川町役場

に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町1923番地
イ 氏名
田中 輝男
 - (2)ア 登記簿記載の住所
大阪府大東市太子田二丁目12番19号
イ 氏名
尾藤 アキエ
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成2年10月農林水産省告示第1418号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年9月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡狩山字トチ谷87番7から 高知市鏡狩山字トチ谷554番1まで	前	3.6 7.3	69
	後	17.6 23.6	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町鏡野川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	幾井 潤	香美市土佐山田町大法寺259番地1
〃	永森 孝也	〃 〃 183番2地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町鏡野川土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所	
高芝 利清	香美市土佐山田町植	121番地
小野寺 彌	〃 〃	722番地4
小松 元邦	〃 土佐山田町秦山町二丁目	3番24号
中澤 愛水	〃 土佐山田町植	751番地
田中 勲	〃 土佐山田町	167番地
幾井 浩深	〃 土佐山田町大法寺	421番地3
明石 宏昭	〃 土佐山田町植	1116番地
高芝 利純	〃 〃	120番地
本井 孝明	〃 〃	245番地
高芝 利衛	〃 〃	1023番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年7月4日 29高西土第488号	土佐市甲原字北ヤンキ1964番ほか	高知市長浜566番地1 酔鯨酒造株式会社 代表取締役 大倉 広邦

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年9月8日

高知県警察本部長 小柳 誠二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
土佐NET端末 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号
- 5 落札金額
月額 1,264,572円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年5月26日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年9月8日

高知県警察本部長 小柳 誠二

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
放置駐車違反管理システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
開発エンジニアリング株式会社大阪事務所 大阪府大阪市中央区北久宝寺町一丁目7番9号
- 5 落札金額  
41,472,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成29年6月9日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年9月8日

高知県警察本部長 小柳 誠二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
総合運転者管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号
- 5 落札金額
月額 6,082,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年6月23日